

休業手当の計算について

1 休業手当（労働基準法第26条）とは

使用者の都合により労働者を休業させた場合、使用者は休業させた所定労働日について、平均賃金の60%以上の手当（休業手当）を支払わなければならない。

2 平均賃金の算定方法

（1）原則

平均賃金を算定すべき事由の発生した日（休業手当の場合は休業日）以前3ヶ月間に、その労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいいます。

※賃金締切日がある場合は、その起算日は直前の賃金締切日です。

※銭未満の端数が生じた場合、これを切捨てることは差し支えありません。

例1) 賃金締切日：毎月20日

平均賃金算定事由発生日（休業日）：7月10日

6月分（5/21～6/20）賃金：基本給20万円、通勤手当1万円

5月分（4/21～5/20）賃金：基本給20万円、通勤手当1万円、残業手当2万円

4月分（3/21～4/20）賃金：基本給20万円、通勤手当1万円、残業手当1万円

平均賃金 = (21万円 + 23万円 + 22万円) ÷ (31日 + 30日 + 31日) ≒ 7,173円91銭

（2）最低保障

賃金の一部又は全部が日給制、時間給制又は出来高給制の場合は、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3か月間に、その労働者に対し支払われた当該賃金の総額を、その期間の労働日数で除した金額の60%が最低保障となります。

※平均賃金の原則により計算した金額を最低保障が上回る場合は、最低保障金額が平均賃金となります。

例2) 賃金締切日：毎月末日（日給8千円、通勤手当1日400円）

平均賃金算定事由発生日：2月5日

1月分（1/1～1/31、労働日数15日）賃金：基本給12万円、通勤手当6千円

12月分（12/1～12/31、労働日数10日）賃金：基本給8万円、通勤手当4千円

11月分（11/1～11/30、労働日数5日）賃金：基本給4万円、通勤手当2千円

① 原則による計算

(12万6千円 + 8万4千円 + 4万2千円) ÷ (31日 + 31日 + 30日) ≒ 2,739円13銭

② 最低保障による計算

(12万6千円 + 8万4千円 + 4万2千円) ÷ (15日 + 10日 + 5日) × 0.6 = 5,040円

①と②を比較すると②の方が高いので、この場合の平均賃金は5,040円になります。

3 休業手当の計算例（平均賃金は例1により算出したと仮定）

6月21日～7月20日までの間、20日の勤務予定があつたにもかかわらず、7月10日に使用者都合により休業させた場合（他の19日間は予定どおり勤務）

◎休業手当 = 7,173円91銭 × 0.6 ÷ 4,304円

（他の19日間分の賃金とともに賃金支払期日に支払わなければなりません）

※賃金の端数処理について

1時間あたり賃金額及び割増賃金額、1か月の賃金総額に1円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上を1円に切り上げることは差し支えありません。

4 Q&A

Q1 所定労働日とはどのような日ですか。

労働の予定されている日のことです。会社の所定労働日以外の日については、休業手当は発生しません。

Q2 賃金の総額には何が含まれますか。

労働基準法第11条に規定する賃金のことです。通勤手当、年次有給休暇の賃金、昼食料補助等が含まれます。ただし賞与、臨時に支払われた賃金等は含まれません。

Q3 平均賃金を算定する3ヶ月の間に休業期間が含まれている場合はどのように計算しますか。

使用者都合の休業・育児介護休業・試用期間等については、日数・賃金を期間から控除して計算します。

Q4 雇入れ後3ヶ月に満たない労働者が休業した場合、平均賃金どのように計算しますか。

雇入れ後の期間とその期間中の賃金で計算します。

Q5 1日の一部を休業した場合、休業手当は支払う必要がありますか。

その日の賃金が休業手当額を下回っているのであれば、差額を支払う必要があります。

5 ご不明な点等がありましたら、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください

四日市労働基準監督署 方面

〒510-0064 四日市市新正2-5-23
TEL : 059-342-0340

松阪労働基準監督署 監督課

〒515-0011 松阪市高町493-6 松阪合同庁舎3階
TEL : 0598-51-0015

津労働基準監督署 方面

〒514-0002 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎1階
TEL : 059-227-1282

伊勢労働基準監督署 監督課

〒516-0008 伊勢市船江1-12-16
TEL : 0596-28-2164

伊賀労働基準監督署 監督・安衛課

〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1507-3 伊賀上野地方合同庁舎3階
TEL : 0595-21-0802

熊野労働基準監督署 監督・安衛課

〒519-4324 熊野市井戸町672-3
TEL : 0597-85-2277